

火災危険性を有するおそれのある物質に関する調査検討会（平成 29 年度第 2 回）

議事要旨

1 開催日時

平成 29 年 9 月 7 日（木）13 時 30 分から 15 時 30 分まで

2 開催場所

中央合同庁舎第 2 号館 3 階 消防庁第一会議室

3 出席者

(1) 委員（敬省略、順不同）

田村 昌三（座長）、新井 充、朝倉 浩一、岩田 雄策、芝田 育也、
鶴田 俊、三宅 淳巳、八木 伊知郎

(2) オブザーバー（敬省略、順不同）

小野 優里、福原 和邦

(3) 事務局

秋葉 洋、岡澤 尚美、山本 真靖、中原 隆裕

4 配布資料

（資料Ⅱ－１） 第 1 回議事要旨

（資料Ⅱ－２－１）「火災危険性を有するおそれのある物質」の調査結果及び対応について

（資料Ⅱ－２－２）第一次候補物質抽出結果※

（資料Ⅱ－２－３）第二次候補物質の調査表

（資料Ⅱ－２－４）流通量モニタリング物質一覧※

（資料Ⅱ－３－１）「消防活動阻害物質」の調査結果及び対応について

（資料Ⅱ－３－２）消防活動阻害物質候補一覧※

〔参考Ⅱ－１－１〕「火災危険性を有するおそれのある物質」の調査方法

〔参考Ⅱ－１－２〕「火災危険性を有するおそれのある物質」の危険物指定の流れ

〔参考Ⅱ－２〕 「消防活動阻害物質」の調査方法

〔参考Ⅱ－３〕 毒物及び劇物指定令の一部改正等（平成 29 年度）関係資料（厚生労働省）

〔参考Ⅱ－４〕 毒物劇物の判定基準

（※）非公開情報を含むため委員限り。

5 議事内容

(1) 第1回検討会の議事要旨について

○事務局から資料Ⅱ-1により説明を行った。

(2) 「火災危険性を有するおそれのある物質」の対応について

○事務局から資料Ⅱ-2-1、Ⅱ-2-2、Ⅱ-2-3及びⅡ-2-4により説明を行った。

【座長】 今回、事件事例調査及び文献調査の結果からは、新たに一次候補物質の対象とすべき物質はなかったが、再調査物質の中から10物質が抽出されたとのことである。しかしながら、最終的にこの10物質の中から今すぐに火災危険性評価を行うべき物質は見出されなかったようである。

なお、今後に向けて火災危険性に関する情報を蓄積すべき物質として、ヒドラジンの水和物、また、現在は5類危険物の対象としていないが、爆発事故等が報告されている重合性を有する物質について、それぞれ確認試験等を行うこととしたいとの事務局からの提案である。これについて、委員の方々のご意見、お考えは如何か。

【委員】 資料Ⅱ-2-2の中に記載されている物質で、「粉末で冷凍保存している。火災危険性は低い。」とされている物質があるが、テキサス州のヒューストンでは化学物質を低温貯蔵していた工場で爆発事故が発生している。このような施設の安全性に関してどのように考えているか。

【事務局】 ヒューストンの化学工場の事故は、洪水被害により冷凍保存されていた有機過酸化物を冷却できなくなったことが事故原因であったと承知している。

今後、日本においても風水害等により、同様の事故が発生する可能性があるか否かについて、消防庁としても情報収集等を行う必要性を認識している。

【委員】 承知した。

【委員】 今回の危険物確認試験は、事務局提案のとおりとして良いと考える。ただ、今後に向けて火災危険性はもちろんであるが、やはり火災発生時に有害なガスを発生するなどの毒性を示す物質に対する対応も今後検討した方が良いと考える。今回の確認試験の対象であるヒドラジンも毒性を持つため、試験実施時は注意していただきたい。

また、重合性物質については、一言に「重合性」と言っても、多様な反応の形態がある。今後の検討課題としてはあるが、現在の危険性を確認するための試験方法が実際の事故発生時のプロセスに基づいたものとなっており、整合性がとれているか世界的な動向も踏まえて考えるべきである。

【座長】 確認試験を実施するに当たり、毒性がある物質もあるので注意していただきたいとのこと、また、重合性物質の試験方法についてただ今ご意見をいただいた。

大変重要な御指摘であり、特に重合性物質については重合禁止剤を含んでおり、重合禁止剤の種類によっては作用する温度や重合反応の挙動も変わってく

る。流通する状態のものを試験するのが原則であると考え、物質によっては重合禁止剤の種類や含有量も違うため、このことも視野に入れ検討いただきたい。

【委員】 最近の事例として、重合性モノマーが異常反応を起こしたケースが報告されており、詳しく調査した結果、同一の物質であっても物質の仕入れ先が違っており、重合禁止剤の組成や配合比が異なっていた。一方は安全な量の重合禁止剤が配合されていたが、他方は不足していたということであった。

物質を購入する企業が仕入れ時のチェックに万全を期すことは当然であるが、このような事故事例が報告されているところでもあるので、重合性物質に関して更に知見を深めていくことが望ましいと考える。

【座長】 大変貴重な情報提供、ご意見をいただいたことに感謝する。

それでは、委員の方々からいただいたご意見を踏まえ、本年度の確認試験の対象は、事務局提案のとおりヒドラジンの水和物及び5つの重合性物質について実施することとする。

(3) 「消防活動阻害物質」の対応について

○事務局から資料Ⅱ-3-1及びⅡ-3-2により説明を行った。

○委員から特段の意見はなかった。

(4) その他

【座長】 本日の議事の中で、重合性物質に関する協議があったが、従来の消防法における危険物の考え方に基くと、重合性物質は危険物の対象外としているが、重合反応に基づく事故等が報告されているところであり、安全性の確保といった観点から仮に今後、重合性物質を危険物指定とした場合は、法令改正等の何らかの対応が必要となるか。

【事務局】 現在、危険物とされていない物質の危険性に鑑み、新たに危険物として指定するというのであれば法令改正が必要となる場合もある。

【座長】 社会的な影響も大きく、相応の手續を要するということか。

【事務局】 そのとおりである。

【座長】 それでは、法令改正に至る可能性も視野に、何故、法令改正に至ったのかについて、きちんと根拠を示せるように、また、その根拠について十分な議論ができるように情報の蓄積に努めていただきたい。

【事務局】 承知した。

○次回、第3回検討会を平成30年3月6日（火）10時から開催することを再確認した。

以上